

## あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業事務局運営業務について

### 1. 業務内容

執行団体は、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金事業（以下「補助事業」という。）の円滑な実施のため、事務局として以下の業務を行う。

- (1) 起業支援金の支給申請に関する公募及び周知  
ただし、愛知県内の内閣府の支援事業であるプロフェッショナル人材事業の拠点や先導的人材マッチング事業の採択事業者と連携して実施すること
- (2) 起業支援金に関する問い合わせ、意見等への対応
- (3) 起業支援金支給対象事業者の決定に係る業務  
支給申請書の受理、事務局審査、審査委員会の開催（委員の選定・委嘱等を含む）、支給決定通知書の発出等を行う。
- (4) 伴走支援、進捗状況管理  
支給対象事業者のニーズを踏まえて、販路開拓や資金計画書の作成、労務管理、広報、人的ネットワーク形成等のきめ細かい支援を行う。また、支給対象事業者の事業安定化に資するセミナーを起業支援金支給対象期間内において計2回以上実施する。
- (5) 起業支援金支給対象事業の検査及び起業支援金の支給  
検査は原則として2名1組で実施する。  
また、起業支援金は、検査終了後、原則として補助事業年度の3月13日までに支給する。
- (6) 事業実施に必要なあるいは事業効果を高めるための広報
- (7) 補助事業年度終了後における起業支援金支給事業の継続状況報告  
補助事業年度終了後5年間において、起業支援金支給事業の事業継続状況報告が県に提出されるよう、起業支援金の支給を受けた者に対して指導する。（平成31年度支給対象事業分より実施のこと。）
- (8) その他の事業管理に必要となる事項についての対応

### 2. 起業支援金支給業務等

起業支援金の支給要件等に関しては別記に定めるほか、あいちスタートアップ創業支援事業費補助金実施要領第18条第1項の規定により執行団体が定める支給規定による。

### 3. 起業支援金支給対象事業の実施に関する県との調整

執行団体は、起業支援金の支給申請の状況及び支給決定等に関して必要があれば、起業支援金支給対象期間等について県に指示を仰ぐものとする。

また、執行団体は、事業の継続の可否に関わる事態が発生した場合は、速やかに県の指示を仰ぐものとする。

#### **4. 指導監督等**

- (1) 県は、補助事業の実施に関し、執行団体に対して指導監督を行う。
- (2) 執行団体は、起業支援金支給対象事業の決定に当たっては、必要に応じて、申請書等について申請者から意見を聴取するとともに、県に対して協議を行う。
- (3) 県は、執行団体に対し、起業支援金支給対象事業の決定に当たり、事前の協議の際には、必要に応じて指導及び助言を行うことができる。
- (4) 執行団体は、事業の実施に疑義や支障が生じたとき等は、県に対して遅滞なく報告及び相談を行う。
- (5) 県は執行団体に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び助言を行う。
- (6) 執行団体は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、県に対し速やかに報告、協議する。

#### **5. 事業実施に関して執行団体が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い**

執行団体が補助事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用への対応については、県と協議する。